

令和4年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

| 提案区 | 番号 | 項目                                     | 提案内容の概要  | 所管局      | 対応<br>※一部対応含む |
|-----|----|--|--|----------|---------------|
| 南   | 1  | 安全で安心な「子どもの遊び場」制度構築                    | 「子どもが健康的で安全に遊ぶことのできる施設」を維持するため、要綱改正やマニュアル策定による、管理運営方法等の制度構築及び必要な遊具更新費用の確保を要望<br>1 要綱及びマニュアル等の制度構築<br>2 遊具等の更新費用  | 市民局      | ○             |
| 南   | 2  | 持続可能なマイナンバー事務執行体制の構築                   | 1 マイナンバー関連包括機能の検討・推進<br>2 交付特設センターの恒久化と機能拡充<br>3 行政サービスコーナーのプランチ化<br>4 区におけるマイナンバー専門相談窓口機能の新設  | デジタル統括本部 | —             |
|     |    |  |  | 市民局      | ○             |
| 南   | 3  | 地域移行を進めるにあたり、特に調整が困難な障害児・者に対する専門的支援の実施 | 1 地域移行が特に困難な障害者を対象とする短期入所利用をとおした専門的支援の実施<br>2 障害児入所施設に入所する障害児・者への地域移行コーディネートの実施<br>3(1)やむを得ない措置適用に係る運用方針(実施判断基準、決定プロセス等)の検討<br>(2)やむを得ない措置実施に係る事務手続きの見直し | 健康福祉局    | ○             |
|     |    |  |  | こども青少年局  | ○             |
| 南   | 4  | 母子生活支援施設所在区における課題分析及び解決に向けた対応策の実施      | 1 母子生活支援施設所在区における課題分析及び解決策の検討を行う局と区による検討会の開催<br>2 解決策の内容に応じた適切な予算の確保   | こども青少年局  | ○             |
| 南   | 5  | 六ツ川中央公園の用地買収                           | 年1回以上の地権者との交渉及び機を捉えた用地買収費の確保   | 環境創造局    | ○             |
| 南   | 6  | 中村川沿いの環境整備                             | 中村川沿いの環境整備を進めるための街路樹補植   | 道路局      | ○             |
| 南   | 7  | 大岡川プロムナードの桜の更新                         | 大岡川プロムナードにおける桜の更新  | 道路局      | ○             |
| 南   | 8  | 地震火災対策重点路線の早期整備                        | 1 汐見台平戸線 事業費の確保と整備の推進<br>2 六角橋線 未着手区間の早期事業化(認可取得等)<br>3 泥亀釜利谷線 現道のない区間530mの早期整備<br>4 事業所管部署の体制強化   | 道路局      | ○             |
| 南   | 9  | 予防接種実施依頼書(他都市依頼のみ)の電子申請受付の実施           | 1 電子申請フォームによる申請受付<br>2 予防接種実施依頼書発行マニュアルの改訂   | 健康福祉局    | ○             |
| 南   | 10 | 採血業務の安全・安定的な運営                         | 委託業者が区役所を訪問して採血を行う巡回型検査を導入   | 健康福祉局    | —             |

### 令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|      |     |
|------|-----|
| 所管局名 | 市民局 |
|------|-----|

|      |                                 |       |          |
|------|---------------------------------|-------|----------|
| 南区   |                                 | 地域振興課 |          |
| 担当者名 | 飛留間、前田                          | TEL   | 341-1237 |
| 共通区  | 7区(鶴見区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、青葉区、泉区、瀬谷区) |       |          |

|      |    |
|------|----|
| 継続年数 | 新規 |
|------|----|

|      |         |
|------|---------|
| 提案種別 | 予算・制度関連 |
|------|---------|

| 番号 | 項目                  |
|----|---------------------|
| 1  | 安全で安心な「子どもの遊び場」制度構築 |

◇地域の課題、基礎データ等

子どもの遊び場は、平成6年に施行された「横浜市遊び場要綱」(以下、「要綱」という。)に基づき、遊休地を暫定的に利用して、子供が安全に遊ぶことのできる施設であることを目的とし、地域の方々の協力によって設置・運営している施設である。

南区では、これまで「横浜市公園施設点検マニュアル(平成28年4月)」に基づき、劣化の面から遊具等の点検を実施してきた。しかし、遊び場には遊具更新の仕組みがなく、設置年数の古い遊具が多いため、一般社団法人日本公園施設業協会が定める「JPFA-SP-S:2014」に基づき、安全基準の面から点検を実施したところ、南区の「子どもの遊び場」に設置されている全ての遊具が、安全基準を満たしていない(規準不適合遊具)ことが判明した。

古い遊具は、部分的な修繕によって、規準適合遊具に変えることはできないため、撤去する必要がある。要綱では、遊休地に子供が遊べる遊具等を設置する施設を「遊び場」と定めており、遊び場は遊具等の設置を前提としている。また、地域の方の遊具等に対する思い入れも強く、撤去後の新設を求められている。全区で実施されている事業でありながら、要綱に遊具点検や更新のルールが記載されておらず、区ごとに異なる管理を行っており、遊び場の遊具等の安全性を担保できていない状況を改善する必要がある。

【参考】

・横浜市遊び場要綱(一部抜粋)

7 環境整備

(2) 設置後において、安全性等を阻害する事態が生じた場合は、区長は土地所有者及び管理運営団体等と協議の上、必要な措置を講ずる。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他( )

◇区民からの具体的な要望

・安全を考慮した遊具の撤去は仕方がないが、遊具利用者が多いため、撤去したままにせず新設してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ・令和元年度まで、劣化の面から遊具等の点検を実施し、危険性がある遊具は、撤去・修繕・使用禁止の掲示等対応
- ・令和2年度、安全基準の面から点検を実施し、全ての遊具が、安全基準を満たしていないことが判明

◇提案内容・概算額等

「子どもが健康的で安全に遊ぶことのできる施設」を維持するため、要綱改正やマニュアル策定による、管理運営方法等の制度構築及び必要な遊具更新費用の確保を要望する。

(1) 要綱及びマニュアル等の制度構築：共通区を含む8区

(2) 遊具等の更新費用(概算)：南区のみ

ア 撤去：■■■千円

イ 新設：■■■千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

|      |          |
|------|----------|
| 所管局課 | 市民局地域施設課 |
|------|----------|

◆局回答内容

|      |          |       |          |
|------|----------|-------|----------|
| 市民局  |          | 地域施設課 |          |
| 担当者名 | 加藤、志村、北村 | TEL   | 671-2326 |

|         |  |
|---------|--|
| 対応の有無   | 対応する   |
| 対応する場合  | ◇対応の内容<br>要綱改正やマニュアル策定等については、各区と調整の上、対応を検討します。<br>また、遊具の撤去等については、緊急性が高いため、既存事業での対応を含めて引き続き検討します。 |
|         | ◇課題に対する局の考え方   |
| 対応しない場合 | ◇対応する場合の課題   |

### 令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|      |              |
|------|--------------|
| 所管局名 | デジタル統括本部、市民局 |
|------|--------------|

|      |  |     |          |
|------|--|-----|----------|
| 南区   |  | 戸籍課 |          |
| 担当者名 | 田中 香織  | TEL | 341-1118 |
| 共通区  | 13区(神奈川区、保土ヶ谷区、青葉区、1,2,4のみ栄区、1,2のみ中区、旭区、金沢区、緑区、都筑区、1のみ港北区、泉区、2のみ磯子区、瀬谷区) |     |          |

|      |    |
|------|----|
| 継続年数 | 新規 |
|------|----|

|      |      |
|------|------|
| 提案種別 | 制度関連 |
|------|------|

| 番号 | 項目                   |
|----|----------------------|
| 2  | 持続可能なマイナンバー事務執行体制の構築 |

#### ◇地域の課題、基礎データ等

《前提条件》

- ・令和4年度末までに全市民へのカード交付
- ・デジタル改革関連法の成立によるカード利用の増大

マイナンバーカードは「令和4年度中にほとんどの住民が保有する」という国の方針のもと、令和3年5月にはデジタル改革関連法が成立した。今後、マイナンバーカードを活用した国の新たな事業展開が本格化し、行政の事務手続きの姿は大きく変化していくこととなる。

【予定事業】 マイナンバーカードと健康保険証・自動車運転免許証の統合、スマートフォンへの搭載  
国家資格事務の利用拡大、各種公的資金給付のための口座登録ほか

《現状と課題》

- 1 戸籍課はマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行に関する役割を担っており、区に「制度全般」について対応できる窓口はない。特別定額給付金やマイナポイント事業の際は、これらに関する区民からの問い合わせや相談が戸籍課に多く寄せられたが、応えることができず、お叱りをいただくことが多かった。  
また、本市のマイナンバー担当は「制度全般」についてはデジタル統括本部、「カード交付関連」が市民局と分かれていることから、区にマイナンバー制度に関する市民からの問合せが来た際の対応が難しい状況である。  
本格的なデジタル社会の到来に対応するために、新たな体制構築が必要である。
- 2 マイナンバーカードに関連する市民の利便性については、次のような課題がある。
  - (1) マイナンバーカードの手続きについては、土日祝日及び平日夜間の需要が多い。カードの受け取りについては令和3年度から特設センターの開設で応えているが、交付特設センターが令和4年度までの時限的なものであると令和5年度以降は需要には応えられない。
  - (2) さらに、交付特設センターの対象者は新規発行のマイナンバーカードに限られており、更新・再交付等の2回目以降の交付は区でしかできない。マイナンバーカードは10年ごとに更新が必要であるため、普及するとマイナンバーカード更新の需要が区役所のみにかかることとなる。
  - (3) マイナンバーカードの電子証明書については、カード発行から5年で更新が必要となる。令和2年度は平成27年度～28年度の制度発足時にカードを受け取った方の電子証明書の更新が多く発生したが、更新は区役所に来庁しないとできない制度になっている。また、入力ミスでパスワードがロックされた場合にも来庁して手続きが必要となることから、令和2年度は、特別定額給付金申請に関連してパスワードのロック解除を希望される方が殺到し、転出入や印鑑登録など従来の手続きで来庁されるお客様を長時間待たせたり、諦めてお帰りいただくことも多く発生した。

《令和5年度以降の課題》

- 1 上記のとおり、マイナンバーカードの手続きのため、少なくとも5年ごとに来庁していただく必要があり、かつこのサイクルは永遠に続くことになる。交付特設センターが令和4年度までの時限的なものであると、その3年後の令和7年度にはマイナンバーカード導入時に大量発交付したカードが有効期限を迎えるうえに令和2年度に大量交付したカードの電子証明更新と重なるため、必要な対応については現在から検討を進めることが必要と考えられる。
- 2 マイナンバー制度についての担当窓口が区役所に無いため、電話や直接来庁された方の問い合わせ対応ができない。  
特に生活保護、こども家庭、障害関連の給付金や国民健康保険、市税といった区各課での事業展開が今後進むと相談、問い合わせ、苦情が多数生じることが予想されるが、戸籍課ではカード交付以外の対応はできない。今後、国の事業が進むと更に問い合わせや手続きのサポート要請も増えると考えられる。
- 3 マイナンバーカードの普及、及び住民基本台帳法の改正（実施予定）により転入届に関する業務量が増大する。特に繁忙期は手続き時間と待ち時間が長くなることが予想され、現行のようなマイナンバーカード業務と並行して対応していくと戸籍課窓口の密、混乱を招くことが十分予想される。

#### ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

#### ◇区民からの具体的な要望

- ・マイナンバーの相談をどこにすればいいのかわからない。
- ・待ち時間が長いため、窓口の混雑を解消してほしい
- ・マイナンバーカードの受取について、更新・再交付であっても、夜間や休日に行いたい。
- ・電子証明書更新やロック解除を夜間や休日に行いたい。
- ・電子証明書の更新を来庁せずにオンラインで行いたい。

#### ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ・電子証明書更新予約専用窓口を6階会議室に新設。（令和2年4月）
- ・マイナンバーカード交付数増加に伴い、電子証明書更新用臨時窓口をマイナンバーカード臨時交付窓口へ転換。電子証明書更新予約専用窓口を2階窓口へ変更（令和2年12月）
- ・電子証明書更新予約専用窓口を機能強化し、住所異動を伴わないロック解除や予約外の更新を実施（令和3年2月）

◇提案内容・概算額等

- 1 マイナンバー関連包括機能の検討・推進  
マイナンバー制度からカード交付にわたるマイナンバー全てに関する業務を包括的に推進する機能を本市に設け、情報発信、相談、案内やサポート等を総合的に推進する。
  - 2 交付特設センターの恒久化と機能拡充  
現在の交付特設センター4か所（令和4年度開設予定を含む）を恒久化し、マイナンバーカード全般の業務（カード更新及び電子証明書更新含む）を担う「マイナンバーセンター」として、機能強化する。  
これにより、平日夜間や休日のマイナンバーカードに関する手続きの需要に応える。  
また、現在各区で行っているマイナンバーカード全般業務をマイナンバーセンターに集約することにより、業務の効率化を図る。
  - 3 行政サービスコーナーのブランチャ化  
行政サービスコーナーに「マイナンバーセンター」のブランチャ機能を持たせ、電子証明書の更新やパスワードのロック解除をより身近な場所でも行えるようにする。
  - 4 区におけるマイナンバー専門相談窓口機能の新設  
市民により分かりやすいマイナンバー専門相談窓口機能を区に設け、マイナンバーを活用した事業の区民からの相談・情報発信・サポートを行う。
- ※ 区戸籍課は、住所異動に伴うマイナンバーカードの処理、電子証明書の更新やパスワードのロック解除を行い、カード交付は行わない。

【参考】

|                   |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| マイナンバー関連包括機能の推進   | マイナンバーの全てに関わる本市の統括・企画・運用         |
| マイナンバーセンター        | マイナンバーカードに関する全ての業務を行う拠点          |
| 行政サービスコーナー（ブランチャ） | マイナンバーセンターのブランチャ                 |
| 区（マイナンバー専門相談窓口）   | マイナンバーの全てに関わる区民からの相談・情報発信・サポート窓口 |
| 区（戸籍課）            | 住所異動に伴うマイナンバーカードの処理・電子証明書関連      |

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 所管局課 | デジタル統括本部企画調整課、市民局窓口サービス課 |
|------|--------------------------|

◆局回答内容

| デジタル統括本部 |       | 企画調整課 |          |
|----------|-------|-------|----------|
| 担当者名     | 十鳥、淡路 | TEL   | 671-3321 |

|         |   |
|---------|---|
| 対応の有無   | 対応しない   |
| 対応する場合  | ◇対応の内容  |
| 対応しない場合 | ◇課題に対する局の考え方  |
|         | <p>【提案1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル統括本部企画調整課は、マイナンバーを利用した情報連携の運用等を行っており、市民局窓口サービス課はマイナンバーカードの交付を行っています。</li> <li>性質の異なる2つの機能を統合する事は困難なため、両課の連携を一層深めることで対応してまいります。</li> </ul> <p>【提案4について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度に係る市民からの問合せについては、マイナンバー制度そのものではなく、関連する業務の制度や手続への問合せであるため、原則各業務所管課が対応すべきと考えます。</li> <li>そのため、業務所管課ではない戸籍課に問合せがいかないよう、制度や手続開始前に、業務所管課と十分に調整を行います。</li> <li>・今後のマイナンバー制度及びマイナンバーカードの利活用の拡充により、業務所管課での対応が困難であり、また相談や支援を必要とされる市民の方が相当数見込まれるような状況になった場合は、デジタルディバイド対策の一環として、区役所への支援員の配置等を検討します。</li> </ul> |
|         | ◇対応する場合の課題  |

| 市民局  |    | 窓口サービス課 |          |
|------|----|---------|----------|
| 担当者名 | 本多 | TEL     | 671-4639 |

|         |   |
|---------|---|
| 対応の有無   | 対応する  |
| 対応する場合  | ◇対応の内容  |
|         | <p>（提案2について）</p> <p>令和5年度以降のカード更新業務への対応については市民局としても課題ととらえており、国の補助金の状況など財政的な状況も踏まえて検討していきます。</p> <p>区でカード交付を行わないという提案については、市民サービスの低下につながりかねず、現時点では考えておりません。</p> <p>（提案3について）</p> <p>行政サービスコーナーの今後の展開については、「証明発行拠点見直し方針」のなかで検討していきます。</p> |
| 対応しない場合 | ◇課題に対する局の考え方  |
|         | ◇対応する場合の課題  |

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|          |               |
|----------|---------------|
| 所管<br>局名 | 健康福祉局、こども青少年局 |
|----------|---------------|

|      |  |                 |          |
|------|--|-----------------|----------|
|      | <b>南区</b>  | <b>高齢・障害支援課</b> |          |
| 担当者名 | 朝倉   | TEL             | 341-1141 |
| 共通区  | 13区(鶴見区、神奈川区、西区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区) |                 |          |

|      |    |
|------|----|
| 継続年数 | 新規 |
|------|----|

|             |
|-------------|
| <b>提案種別</b> |
| 予算・制度関連     |

|           |  |          |
|-----------|--|----------|
| <b>番号</b> | <b>項</b>                               | <b>目</b> |
| 3         | 地域移行を進めるにあたり、特に調整が困難な障害児・者に対する専門的支援の実施 |          |

**◇地域の課題、基礎データ等**

区高齢・障害支援課においては、障害者および障害児から障害者へ移行する方の支援を行っている。

1. 障害児入所施設の児童は、18才になると同時に児童施設を退所し、居所を定めなければならない(入所者のうち、毎年平均20名が18歳を迎える)。しかし、18歳以降も障害児入所施設に入所している、いわゆる「過齢児」は全市で16人おり、国の経過措置は令和4年3月までとなっていることから、障害者施設への移行が急務となっている。移行にあたっては、児童相談所によるアセスメントや障害児施設における支援を生かし、区高齢・障害支援課が本人にあった居所を調整することとなる。しかし、行動障害等により特に地域移行が困難な方については施設入所の枠が限られ、やむを得ず複数の短期入所施設の利用や医療機関への入院など生活の場が設定できず安定した支援を受けられない状態が続く場合があり、区担当者が障害者施設入所をコーディネートすることは現実的には極めて困難となっている。

2. 障害児・者の権利を擁護し、障害者に対して安定した生活の場を提供することは、行政の責務であり、当事者・家族・関係団体より強く求められているところである。また、過齢児問題に象徴される障害児施設入所者に係る課題は、児童福祉法と障害者総合支援法の制度の狭間にあり、支援が難しくなっていることから一貫した支援を行う体制整備が必要である。障害児分野・障害者分野が連携して、地域移行を進める仕組みを市域全体で整えることが喫緊の課題である。

3. 施設等の利用にあたっては、本人と事業所との間で契約手続を行うことが原則であるが、過齢児を含め地域移行が困難なケースでは契約手続が困難なことがある。その場合、法令に基づき措置決定を行うこととされているが、措置決定に関する取扱いについて十分な整理がされていない。

**【基礎データ】**  
 過齢児数：16名(令和3年2月末現在)  
 短期入所を長期的に利用している者(推計)：11名(令和3年6月現在)

**◇地域ニーズ等の収集手段**

|  |  |                                      |                                   |
|--|--|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 | <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等        | <input type="checkbox"/> 3 地区担当制     | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート             | <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 | <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 |                                   |
| <input type="checkbox"/> 8 その他( )              |  |                                      |                                   |

**◇区民からの具体的な要望**  
 自分のニーズにあった施設等で安定した地域生活を送ることができるようにしたい。

**◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。**  
 ・地域移行が困難な障害者の生活の場を確保するために、市内外の障害者支援施設等の空き情報を電話や訪問等により個別に確認し、調整を行っている。入院の場合は1~3か月程度で転院先を確保しなければならないため、対応に苦慮している。

**◇提案内容・概算額等**

1 地域移行が特に困難な障害者を対象とする短期入所利用をとおした専門的支援の実施  
 障害者支援施設に協力を依頼し、地域移行が特に困難な障害者の受入れ枠を各児童相談所エリアに確保する。これにより、一定期間(180日を目安)障害者支援施設が実施する短期入所を利用しながら、障害特性に応じた専門的支援を受けて安心して生活する場をつくるとともに、地域移行に向けたアセスメントを実施する。専門的支援が行われることで、より適切な支援方針が立ち、地域移行が進むと考えられる。なお、開始後3年程度は試行的なモデル実施とする。【健康福祉局障害施設サービス課】 委託料■■■円

2 障害児入所施設に入所する障害児・者への地域移行コーディネートの実施  
 障害児入所施設に入所する障害児・者を対象として、障害者支援施設が地域移行に向けたコーディネートを実施する。従来行ってきた障害児支援施設や区等による支援に加え、受け入れる側である障害者支援施設が、障害児入所施設の支援に積極的に関わる。早期から対象者のアセスメントや支援計画策定を行うことにより、区や児童相談所のサポートを行いながら、障害者支援施設での生活を目指した支援の中心的役割を担うことで、障害児・者間で一体的な支援施策を展開することができ、地域移行の推進にもつなげることができる。【こども青少年局障害児福祉保健課】 委託料■■■円(各児童相談所エリアに1名程度配置想定)

3 (1) やむを得ない措置適用に係る運用方針(実施判断基準、決定プロセス等)の検討  
 (2) やむを得ない措置実施に係る事務手続の見直し  
 やむを得ない措置のより適正な運用のため、実施に係る事務手続のマニュアルを作成し、業務フローの見える化を図るとともに、やむを得ない措置適用ケースの対応を各区で円滑に行うことができるようにする。【健康福祉局障害施策推進課】

**◇参考：区執行体制上の課題**  
 現行の体制で対応

**◇所管局**

|      |  |
|------|--|
| 所管局課 | 健康福祉局障害施策推進課・障害施設サービス課、こども青少年局障害児福祉保健課 |
|------|--|

◆局回答内容

|       |                              |                      |  |
|-------|------------------------------|----------------------|--|
| 健康福祉局 |                              | 障害施設サービス課<br>障害施策推進課 |  |
| 担当者名  | 坂井（障害施設サービス課）<br>萩原（障害施策推進課） | TEL                  | 671-2416（障害施設サービス課）<br>671-3603（障害施策推進課） |

|        |  |
|--------|--|
| 対応の有無  | 対応する   |
| 対応する場合 | ◇対応の内容<br>「提案1」について⇒「対応しない」<br>いわゆる「過齢児」への取組については、法制度上の課題として、複数の所管課が協力して取り組む必要がある。「児」の段階で施設における早期からの介入がスムーズで的確な判断・移行を実現できる。<br>短期入所事業は、障害児・者の介護者や家族が疲労回復を図る時や、病気・事故等の理由で介護ができない時の一時的な利用を想定したもので、そのサービスの特性上不安定な状態の中でのアセスメントは不確実性が高くなるほか、「者」施設内に新たな枠を創設する場合、これに伴う「者」の新たな入所への制約について、関係各方面の理解を得る必要がある。<br>「提案3」について⇒「対応する」<br>今後要綱の改正を含め、やむを得ない措置のより適正な運用のため、実施に係る事務手続について整理、検討していく。 |
|        | 対応しない場合  |

|         |    |          |          |
|---------|----|----------|----------|
| こども青少年局 |    | 障害児福祉保健課 |          |
| 担当者名    | 嶋田 | TEL      | 671-4274 |

|        |   |
|--------|---|
| 対応の有無  | 対応する  |
| 対応する場合 | ◇対応の内容<br>障害児入所施設に入所する障害児・者の地域移行を進めるため、18歳以降の生活への移行に係るアセスメント支援や助言などをコーディネーターが行うことで、障害児・者間で一体的な支援施策を展開します。 |
|        | 対応しない場合   |



### 令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|      |       |
|------|-------|
| 所管局名 | 環境創造局 |
|------|-------|

|      |    |        |          |
|------|----|--------|----------|
| 南区   |    | 南土木事務所 |          |
| 担当者名 | 伊熊 | TEL    | 341-1108 |
| 共通区  |    |        |          |

|      |      |
|------|------|
| 継続年数 | 7年以上 |
|------|------|

|  |              |
|--|--------------|
| 提案種別   |              |
| 予算関連   |              |
| 番号   | 項目           |
| 5  | 六ツ川中央公園の用地買収 |
| ◇地域の課題、基礎データ等  |              |
| <p>六ツ川中央公園は平成8年3月に公開された近隣公園です。公園中央部に未買収用地（約1,500㎡）があることから、大変利用しにくい形状となっており、連合町内会や地元自治会などから用地買収とその後の整備を要望されています。</p> <p>【基礎データ】<br/> 公園種別 近隣公園<br/> 使用面積 23,838㎡<br/> 公開年月日 平成8年3月25日</p>   |              |
| ◇地域ニーズ等の収集手段   |              |
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等<br><input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望<br><input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（六ツ川地区連合町内会、内手自治会からの要望） |              |
| ◇区民からの具体的な要望   |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・未買収用地を早期に買収し、公園として整備してほしい。</li> <li>・地形の関係で広場が狭い公園なので、買収用地は広場として整備してほしい。</li> <li>・未買収用地の管理がされていないので草が伸び放題で火事などの心配がある。</li> </ul>  |              |
| ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。  |              |
| <p>当該用地の買収については、継続して環境創造局に要望しており、令和3年度予算編成に向けてた提案では「対応する」として、「継続して年1回は地権者との顔つなぎを実施し、買収の見通しが立った段階で予算要求していきます。」との回答を受けています。</p>  |              |
| ◇提案内容・概算額等   |              |
| <p>未買収用地について担当部署には、地権者との交渉が成立しだい、速やかに予算を確保し用地取得及び整備を行ってほしい。</p>  |              |
| ◇参考：区執行体制上の課題  |              |
| <p>現行の体制で対応</p>  |              |
| ◇所管局   |              |
| 所管局課   | 環境創造局緑地保全推進課 |

#### ◆局回答内容

|       |    |         |          |
|-------|----|---------|----------|
| 環境創造局 |    | 緑地保全推進課 |          |
| 担当者名  | 塚原 | TEL     | 671-3948 |

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 対応の有無   | 対応する                         |
| 対応する場合  | ◇対応の内容                       |
|         | 引き続き、用地買収に向けて所有者と交渉を進めていきます。 |
| 対応しない場合 | ◇課題に対する局の考え方                 |
|         | ◇対応する場合の課題                   |



### 令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|      |     |
|------|-----|
| 所管局名 | 道路局 |
|------|-----|

|      |       |        |          |
|------|-------|--------|----------|
| 南区   |       | 南土木事務所 |          |
| 担当者名 | 大塚、宮岸 | TEL    | 341-1107 |
| 共通区  |       |        |          |

|      |    |
|------|----|
| 継続年数 | 6年 |
|------|----|

|  |            |
|--|------------|
| 提案種別   |            |
| 予算関連   |            |
| 番号   | 項目         |
| 6  | 中村川沿いの環境整備 |
| ◇地域の課題、基礎データ等  |            |
| <p>本市では、超高齢社会を迎え、中期4か年計画の戦略3『超高齢社会への挑戦』の政策15「健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保」において、「継続的に取り組める健康づくりの推進」を進めることとしており、市民の健康増進や外出意欲向上に資する歩行空間の整備を進める「健康みちづくり推進事業」に取り組んでいます。南区内においても、平成27年度から大岡川プロムナードにおいて、歩きやすい歩行空間となるよう歩道の再整備や休憩施設の設置等を進めてきました。さらに、中村川沿いの道路は、西区、南区および中区にまたがる「健康みちづくりルート広域版」として設定されており、楽しみながら健康づくりに取り組むことのできる場を更に創出していくことが求められています。</p> <p>一方で、中村川沿いの植栽帯では、植樹帯の隙間にごみを不法に廃棄されるケースが多くみられ、ごみを捨てられないような対策について区民から要望を受けています。これまで、土木事務所では、注意看板の設置等による対策を行ってきましたが、ごみは減らず、植栽帯の補植等により、ごみを捨てられないようにする環境整備が必要です。</p> |            |
| ◇地域ニーズ等の収集手段   |            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等<br><input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望<br><input type="checkbox"/> 8 その他 ( )   |            |
| ◇区民からの具体的な要望   |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・楽しく健康づくりできるような歩行空間を整備してほしい。</li> <li>・道路や植栽帯に多くのごみが不法投棄されており、捨てられないようにしてほしい。</li> <li>・ハマロードサポーターが清掃協力しているが、ごみの量が多く、その処理等に苦慮している。</li> <li>・首都高速道路の桁下が暗いので、環境改善してほしい。</li> </ul>   |            |
| ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。  |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康みちづくりルート各区版として大岡川プロムナードの再整備は実施完了（令和2年度）、桜の更新（令和3年度～）。</li> <li>・健康みちづくりルート広域版（中村川沿い道路等）は概略設計（平成30年度）、整備工事（令和2年度～）</li> <li>・ごみの回収の実施</li> <li>・ごみ廃棄禁止の看板、フェンスの設置</li> </ul>  |            |
| ◇提案内容・概算額等   |            |
| <p>中村川沿いの環境整備を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹補植事業費の確実な予算化</li> </ul> <p>【令和4年度】<br/>補植工事費■■■千円</p> <p>【令和4年度以降】<br/>道路整備（植栽帯補植）</p>  |            |
| ◇参考：区執行体制上の課題  |            |
| 現行の体制で対応   |            |
| ◇所管局   |            |
| 所管局課   | 道路局施設課     |

#### ◆局回答内容

|      |       |     |          |
|------|-------|-----|----------|
| 道路局  |       | 施設課 |          |
| 担当者名 | 吉村・北村 | TEL | 671-2786 |

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 対応の有無   | 対応する                      |
| 対応する場合  | ◇対応の内容                    |
|         | 街路樹管理事業として必要な工事費を予算計上します。 |
| 対応しない場合 | ◇課題に対する局の考え方              |
|         | ◇対応する場合の課題                |

### 令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|      |     |
|------|-----|
| 所管局名 | 道路局 |
|------|-----|

|      |      |                 |               |
|------|------|-----------------|---------------|
| 南区   |      | 区政推進課<br>南土木事務所 |               |
| 担当者名 | 迎・松本 | TEL             | 341-1232・1107 |
| 共通区  |      |                 |               |

|      |    |
|------|----|
| 継続年数 | 2年 |
|------|----|

|  |                |
|--|----------------|
| 提案種別   |                |
| 予算関連   |                |
| 番号   | 項目             |
| 7  | 大岡川プロムナードの桜の更新 |
| ◇地域の課題、基礎データ等  |                |
| <p>南区のシンボルである大岡川プロムナードは、古くから区民の皆様に愛されている桜の名所であり、近年では各メディアにも取り上げられ、区外からの観光客も訪れる賑わいの中心となってきました。</p> <p>しかし、桜の根上がりによる舗装の持ち上がりにより通行に支障をきたしていた場所が数多くあり、加えて、桜並木の半数以上が老朽化による倒木のおそれがあったことなども踏まえ、平成20年度より「プロムナード再整備基本計画」に基づき再整備を行ってきました。</p> <p>プロムナード全体の再整備工事は令和2年度に終了しましたが、再整備工事着手から既に10年近くが経過しているため、当時は状態に問題がなかった桜においても、伐採等の対応が必要になっています。平成28年度に実施したプロムナードの桜460本の樹木診断では、114本の桜に異常が見られ、引き続き観察が必要と判定されました。</p> <p>大岡川プロムナードの魅力的な景観を維持するためにも、これらの場所について順次植替えが必要な状況です。</p> |                |
| ◇地域ニーズ等の収集手段   |                |
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等<br><input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望<br><input type="checkbox"/> 8 その他 ( )  |                |
| ◇区民からの具体的な要望   |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採後の桜の切り株が残っているのを、新しい桜に植え替えてほしい。</li> <li>・プロムナードの歩道が桜の根で持ち上げられ、凹凸があるのを整備してほしい。</li> <li>・キノコの付着や、幹の空洞が見られる桜がある。</li> </ul>  |                |
| ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。  |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市都市計画マスタープラン・南区プラン「引き継がれた地域資源を生かし、地域の魅力を育む」</li> <li>●大岡川プロムナード再整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・南区さくら・保全活用計画策定（平成17年度）</li> <li>・プロムナード再整備基本計画策定（平成18年度）</li> <li>・プロムナード再整備工事（平成20年度～令和2年度）</li> </ul> </li> <li>●令和3年度南区運営方針「賑わい」</li> </ul>  |                |
| ◇提案内容・概算額等   |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境創造局・道路局：大岡川プロムナードにおける桜の更新費用 約■■■千円</li> <li>&lt;大岡川プロムナード(与七橋～太田橋)における桜の更新費&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・高木植樹・植栽樹整備■■■千円/本×10=約■■■千円</li> </ul> </li> </ul> <p>*予算取りまとめは道路局(施設課)が担当</p>   |                |
| ◇参考：区執行体制上の課題  |                |
| 現行の体制で対応   |                |
| ◇所管局   |                |
| 所管局課   | 道路局施設課         |

#### ◆局回答内容

|      |       |     |          |
|------|-------|-----|----------|
| 道路局  |       | 施設課 |          |
| 担当者名 | 吉村・北村 | TEL | 671-2786 |

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 対応の有無   | 対応する                      |
| 対応する場合  | ◇対応の内容                    |
|         | 街路樹管理事業として必要な工事費を予算計上します。 |
| 対応しない場合 | ◇課題に対する局の考え方              |
|         | ◇対応する場合の課題                |

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|      |     |      |              |              |          |
|------|-----|------|--------------|--------------|----------|
| 所管局名 | 道路局 | 南区   |              | 区政推進課・南土木事務所 |          |
|      |     | 担当者名 | 青木           | TEL          | 341-1232 |
|      |     | 共通区  | 2区(神奈川区、金沢区) |              |          |

|      |      |
|------|------|
| 継続年数 | 7年以上 |
|------|------|

|      |  |
|------|--|
| 提案種別 |  |
| 予算関連 |  |

| 番号 | 項目              |
|----|-----------------|
| 8  | 地震火災対策重点路線の早期整備 |

◇地域の課題、基礎データ等

「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針(平成26年3月)」において、都市計画道路の整備による延焼遮断帯の形成が謳われ、「地震火災対策重点路線」として汐見台平戸線と六角橋線を位置付け、その後、平成27年3月に泥亀釜利谷線が追加されている。

【現状】●汐見台平戸線(南区)全線着手済み  
●六角橋線(神奈川区)未着手区間560m  
●泥亀釜利谷線(金沢区)未整備区間810mのうち現道のない530mに事業着手(平成30年)

○減災目標(令和4年)まで残り1年だが、事業化の目処が立っていない未着手区間がある。  
○地震火災対策方針に位置付けされたが、街路事業の枠内(枠的公共事業)に留まっている。  
○3路線の整備には、平成30年度～令和4年度までに事業費約118億(うち用地費約106億)円が必要と見込まれている。  
○事業中の都計道整備に係る国交省道路局の交付金内示率が低く整備が進まない。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他( )

◇区民からの具体的な要望

南区 平成22年～歩道が無く危険という意見や拡幅等要望あり  
「別所地区懇談会」にて要望あり

神奈川区 未着手区間の早期整備について、2015神奈川区民協議会「区民のつどい」にて要望等あり

金沢区 未整備区間のうち現道のない区間530mの早期整備について区民要望あり

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

汐見台平戸線・六角橋線の事業中区間の一部は各区土木事務所で実施中  
泥亀釜利谷線は、別途、金沢区の地域ニーズ反映システム案件として平成26年度予算編成に向けた提案から継続して提出中「泥亀釜利谷線の整備促進」金沢区提案

◇提案内容・概算額等

【課題解決のための方策】  
○汐見台平戸線 交付金事業として整備を着実に推進  
○六角橋線・泥亀釜利谷線 国交省交付金メニューの積極導入とその事業費枠の拡大要望  
○枠的公共事業費とは別枠で事業費を確保  
○事業推進のため所管部署の体制を強化し、地元調整は関連局が連携

【提案内容・概算額】  
●汐見台平戸線 事業費の確保と整備の推進  
●六角橋線 未着手区間の早期事業化(認可取得等)  
●泥亀釜利谷線 現道のない区間530mの早期整備  
●事業所管部署の体制強化  
測量・設計・用地買収費・工事等 3路線合計 約10億円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

|      |                  |
|------|------------------|
| 所管局課 | 道路局企画課、事業推進課、建設課 |
|------|------------------|

◆局回答内容

|      |                                 |               |  |
|------|---------------------------------|---------------|--|
| 道路局  |                                 | 事業推進課、企画課、建設課 |  |
| 担当者名 | 小川、酒井【事】<br>関野、原【企】<br>北川、入野【建】 | TEL           | 671-3533【事】<br>671-2777【企】<br>671-3526、3539【建】 |

|         |   |
|---------|---|
| 対応の有無   | 対応する  |
| 対応する場合  | ◇対応の内容<br>汐見台平戸線や泥亀釜利谷線については、延焼遮断帯としての効果を得られるよう、用地取得等事業を進めます。(建設課)<br>六角橋線の未着手区間についても、事業化に向け、引き続き検討を進めていきます。(事業推進課・企画課) |
|         | ◇課題に対する局の考え方<br>◇対応する場合の課題  |
| 対応しない場合 |   |

### 令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|      |       |
|------|-------|
| 所管局名 | 健康福祉局 |
|------|-------|

|      |                  |       |          |
|------|------------------|-------|----------|
| 南区   |                  | 福祉保健課 |          |
| 担当者名 | 木下               | TEL   | 341-1185 |
| 共通区  | 2区(西区(一部のみ)、都筑区) |       |          |

|      |    |
|------|----|
| 継続年数 | 新規 |
|------|----|

|  |                              |
|--|------------------------------|
| 提案種別   |                              |
| 制度関連   |                              |
| 番号   | 項目                           |
| 9  | 予防接種実施依頼書(他都市依頼のみ)の電子申請受付の実施 |
| ◇地域の課題、基礎データ等  |                              |
| <p>区民が里帰り出産等により、他都市で子供の予防接種を受けることを希望する場合、予防接種実施依頼書の発行申請は、現在、電話・FAX及び窓口で受付となっていますが、大部分が電話の聞き取りによる受付をしています。聞き取りにあたっては、確認する項目が多いこと、個人情報や里帰り先の住所(郵送先)など聞き取りに注意を要する必要があります。</p> <p>電子申請受付を実施することで、区民の利便性向上と、職員の事務負担の軽減を図ることができます。</p> <p>【基礎データ】(南区)<br/> 平成30年度 受付件数：40件 発行枚数：211枚<br/> 令和元年度 受付件数：62件 発行枚数：329枚<br/> 令和2年度 受付件数：72件 発行枚数：505枚</p> |                              |
| ◇地域ニーズ等の収集手段   |                              |
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等<br><input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望<br><input type="checkbox"/> 8 その他 ( )   |                              |
| ◇区民からの具体的な要望   |                              |
| 電話による申請の場合、職員が聞き取りにより個人情報を記入するため、誤りが生じる可能性がある。   |                              |
| ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。  |                              |
| ◇提案内容・概算額等   |                              |
| 電話・FAXに加え、電子申請による受付を行うことで、利便性の向上及び事務の効率化が図られると考えます。<br>①電子申請フォームによる申請受付<br>②予防接種実施依頼書発行マニュアルの改訂  |                              |
| ◇参考：区執行体制上の課題  |                              |
| 現行の体制で対応   |                              |
| ◇所管局   |                              |
| 所管局課   | 健康福祉局健康安全課                   |

#### ◆局回答内容

|       |       |       |          |
|-------|-------|-------|----------|
| 健康福祉局 |       | 健康安全課 |          |
| 担当者名  | 桑原、田川 | TEL   | 671-4190 |

|         |  |
|---------|--|
| 対応の有無   | 対応する   |
| 対応する場合  | ◇対応の内容   |
|         | 里帰り出産などの理由で定期予防接種を他都市で受ける場合に必要となる予防接種実施依頼書の発行申請において、電子申請フォームでの受付を可能とすることは、市民の利便性を向上し、事務の効率化も見込めることから、実施していただきたいと思ひます。また、うまく運用できた場合には好事例として他区に紹介させていただきたいと思ひます。 |
| 対応しない場合 | ◇課題に対する局の考え方   |
|         | ◇対応する場合の課題   |

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

|      |       |
|------|-------|
| 所管局名 | 健康福祉局 |
|------|-------|

|      |        |       |          |
|------|--------|-------|----------|
| 南区   |        | 福祉保健課 |          |
| 担当者名 | 亀井     | TEL   | 341-1185 |
| 共通区  | 1区(西区) |       |          |

|      |    |
|------|----|
| 継続年数 | 新規 |
|------|----|

|      |      |
|------|------|
| 提案種別 | 制度関連 |
|------|------|

| 番号 | 項目 |
|----|----|
|----|----|

|    |                |
|----|----------------|
| 10 | 採血業務の安全・安定的な運営 |
|----|----------------|

◇地域の課題、基礎データ等

区福祉保健センターでは、結核接触者健診(T-spot検査)やHIV検査を実施しているが、検査を受ける方の多くは結核やHIVに感染していないだろうかという不安を抱えており、安心・安全な検査を実施する必要がある。  
現在の新型コロナウイルス感染症の業務がひっ迫している中で行う採血業務は負担となっている。  
HIV検査に関しては、匿名検査であり受検者は居住区でなくても検査を受けることができるため、区役所所在地の利便性等により検査者数が左右される。また、結核の発生件数・接触者健診数についても区によって偏りがある。このような中で、区民にとってのタイムリーで均等な機会の提供と安全な採血業務を行うためには、18区ごとに自前で採血業務を展開するよりも本市全体として安定した採血機会を提供する方が効率的な執行になると考える。

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 【HIV採血数】(南区) | 【T-SPOT採血数】(南区) |
| 平成30年度 44件   | 平成30年度 147件     |
| 令和元年度 34件    | 令和元年度 134件      |
| 令和2年度 4件     | 令和2年度 85件       |

◇地域ニーズ等の収集手段

|  |  |                                      |                                   |
|--|--|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 | <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等        | <input type="checkbox"/> 3 地区担当制     | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート             | <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 | <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 |                                   |
| <input type="checkbox"/> 8 その他( )              |  |                                      |                                   |

◇区民からの具体的な要望

採血業務のスムーズな実施が求められている。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

新型コロナウイルス感染症の対応業務がひっ迫している中で採血業務を現行体制で行うことは難しい。

◇提案内容・概算額等

委託業者が区役所を訪問して採血を行う巡回型検査を導入する。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

|      |            |
|------|------------|
| 所管局課 | 健康福祉局健康安全課 |
|------|------------|

◆局回答内容

|       |       |       |          |
|-------|-------|-------|----------|
| 健康福祉局 |       | 健康安全課 |          |
| 担当者名  | 木村、加藤 | TEL   | 671-2729 |

|         |  |
|---------|--|
| 対応の有無   | 対応しない  |
| 対応する場合  | ◇対応の内容   |
| 対応しない場合 | ◇課題に対する局の考え方   |
|         | HIV検査については、適宜、夜間・土日HIV検査へのご案内を行っていただく、また、結核接触者健診については医療機関への委託事業(保健カード等)を活用いただくことで、ひっ迫している状況時にも速やかに検査を実施できると考えます。 |
|         | ◇対応する場合の課題   |